

2009年10月19日

司法試験委員会御中

法と経済学会会長
林 田 清 明**「司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の実施について」（2009年9月18日）について****1. 意見**

司法試験委員会は、新司法試験における論文式筆記試験の科目のうちの専門的な法律の分野に関する科目（選択科目）として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）の8科目を定めた司法試験法施行規則第1条について、標記文書で「今回は改正の必要はない」とされました。

しかしながら、司法試験委員会における選択科目の見直しにあたり踏まえるべき観点を示した下記の「検討基準」に照らせば、法と経済学は新たに追加すべき選択科目の有力候補であると考えます。

「検討基準」等にもとづき、さらに調査・検討を頂くことを強く望みます。

2. 理由**(1) 法務省が意見募集を公示したWEBサイト**

(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=300020006&OBJCD=&GROUP=>)には、「検討基準関係資料」として閣議決定文書（「規制改革推進のための3か年（改定）」、2008年3月25日）が掲載されています。ここには司法試験委員会における選択科目の見直しにあたって、「科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者等の供給者側の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に 대응するという観点をも踏まえて科目の追加・削除について柔軟に検討」という基準（以下「検討基準」という）が示されています。

また公開された議事録（規制改革会議第20回 法務・資格TF（2008年12月12日））にも、①選択科目ごとに、科目としての範囲の明確性、体系化・標準化がなされているかどうかの判定、その根拠、②選択科目ごとに、実務的な重要性、社会的な有用性・汎用性等に関する判定、社会における法サービス需要との関係、それらの根拠、③独自に試験科目とすることの必要性（実務家になってからの習得では適当ではない理由の有無、必要に応じて関連法令、文献、判例等を検索して調べる等によっては対応できない理由の有無等）、④国家資格に係る試験において、選択科目として配置してその習得を奨励することの社会的、国家的な意味での必要性、有用性、汎用性などを調査することが提示された「新司法試験の選択科目の見直しに当たって考慮すべき事項」

（以下「考慮すべき事項」という。<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/minutes/wg/2008/1212/agenda.html> 参照）について、法務省が「提示されている調査事項につきましては、必要かつ適切な調査検討の内容に関する重要な御指摘として、その内容を参酌しながらデータを収集し、調査検討を行ってまいりたい」（<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/minutes/wg/2008/1212/summary1212.pdf> 参照）と発言したことが記載されております。

(2) ところが、公開された司法試験委員会での配布資料及び議事要旨から知り得る委員会での検討プロセスに関しては、閣議決定された「検討基準」を踏まえた委員会での議論が十分に尽くされたとは言い難い点が見受けられます。また法務省と内閣府との合意文書である「考慮すべき事項」に沿った実態調査が、必ずしも実施されていない項目もあるようです。

(3) さらに司法試験委員会の議事要旨には、むしろ法と経済学が「実務的な重要性や社会的有

用性・汎用性」（「検討基準」）などに適合するという趣旨の発言が少なくありません。当学会としても、「検討基準」や「考慮すべき事項」に沿って適切に実態調査を行い、それを踏まえて十分な議論を尽くせば、法曹志望者の論理的思考能力を涵養する法と経済学は、新たに追加すべき選択科目の有力候補に該当すると考えます。

(4) 司法試験委員会におかれましては、司法試験の選択科目について、検討基準等にもとづき、さらに調査・検討を頂くことを強く望みます。

3. 理由についての説明

(1) 法と経済学の「実務的な重要性や社会的有用性・汎用性」は高い

① 司法試験委員会各委員からのご発言は、法と経済学の重要性や有用性を高く評価

第57回司法試験委員会では、「法と経済学」も「消費者法」も重要な分野だと思います」（木村光江委員）、「法と経済学」というアプローチは非常に有意義」（松島洋委員）、「法と経済学は、……基本的なものから応用的なものまで、かなりいろいろなものがある」・「法と経済学は、メソドロジー、つまり、考えるに当たっての方法論の要素がある」（酒井邦彦委員）など、法と経済学の「実務的な重要性や社会的有用性・汎用性」（「検討基準」）等について極めて肯定的なご発言がありました。

また「法と経済学を選択科目にすることは躊躇される」とする幹事のご発言にも、その中では「法と経済学における論理的思考それ自体については、有意義なもの」とのご指摘があります。

② 統計データだけでは表せない重要性やニーズ

第56回司法試験委員会では、現行8科目の「実務的な重要性や社会的有用性・汎用性」について、主として関連分野での訴訟事件新受件数に加えて、特許出願件数（知的財産法）、国税不服審判所の審査請求件数（租税法）、公害苦情件数（環境法）などが、実態調査を踏まえたデータとして提示されています。これらに対して、法と経済学に関しては、具体的なデータが報告されていません。しかしながら、それゆえ直ちに法と経済学の重要性や有用性が低いということにはならない点に留意頂きたく存じます。

仮に関連法分野の訴訟件数など統計データにのみによって重要性や有用性が適切に評価できるのであれば、むしろ法と経済学は、法が社会の諸活動に与える影響を分析し、紛争を未然に防止し又は解決する方法論を提供する学問ですから、ほとんどすべての訴訟事件に関連するため、最も重要性や有用性が高いとさえ考えられます。

また近年は、法改正実務にも法と経済学の方法論が活用（借地借家法改正による定期借家権導入、民法・民事執行法改正による不動産競売法制の改正、区分所有法改正等によるマンション建替法制整備など）されてきていることが伺えます。例えばこのことから、紛争、訴訟といった解釈論は言うに及ばず、立法論の領域における法と経済学の重要性や有用性は一層高いともいえます。

むしろ単なる統計的データの収集・提示のみならず、それを踏まえた解釈論・立法論についての重要性や有用性に関する分析を含めた十分な検討が必要と思われます。この点に関して、国際関係法（公法系）では、「現在の国際関係では多様な国際問題が発生していますので、国家相互間の権限の調整や、共通利益の実現等が、ますます重要となっております」ことが、重要性・有用性の根拠として提示されています。他の選択科目候補に関しても、同様の基準によって比較検討することが必要と思われます。

③ 法と経済学は国家試験で独自の選択科目として習得を奨励することが必要

さらに、前述した「法と経済学は、メソドロジー、つまり、考えるに当たっての方法論の要素がある」との評価に示されるように、まさしく法と経済学は、論理的思考能力、すなわち立法趣旨及び法の機能を客観的に把握したうえで、立法趣旨に照らして法の機能を踏まえて、解釈する能力を涵養する科目です。法曹志望者が学ぶべき科目として重要と考えます。

のみならず個別実定法に関する解釈論の能力は、第三者から見ても、その取り扱った訴訟件数

や経験年数等でかなりの程度正確に評価できます。これに対して、法と経済学が涵養する論理的思考能力を、第三者が判断することは容易ではありません。国家試験で試験科目として選択したうえで試験にパスしたという情報は、弁護士から法的サービスを受けたい消費者にとって、極めて有益な情報となるでしょう。

くわえて特定の実定法分野に関する訴訟件数が多いことは、有用性が高いことの証ではありませんが、有用性が高いからといって、国家試験の選択科目に選定すべきとする理由には、直ちにはなりません。有用性が高ければ弁護士報酬等に反映され、法曹志望者がその実定法分野を自主的に勉強する動機付けとなるため、あえて国家試験の選択科目として奨励することが必ずしも要さないといえるからです。現に、旧司法試験の時代には、保険法や租税法は選択科目にも含まれていませんでしたが、これらの分野を専門とする優秀な実務法曹が多数輩出されました。

これに対して法と経済学は、単に個別法の領域における紛争当事者に対して解決策を提示するだけでなく、弁護活動や判決の結果がどのような社会現象に結実し、紛争当事者以外に対してもどのような影響を与えるのか、解明するツールを提供します。このような素養をもった法律の専門家が活躍することは、その便益がより広く社会の構成員に帰属するといえます。「社会的な有用性・汎用性」には、そのような意味合いが含まれていると解されます。

さらに法と経済学の方法論は、ひとたび習熟すれば、それを様々な法の領域に対して普遍的に適用・応用することができるという点で、「有用性・汎用性」に優れているという特性があります。このため「実務家になってからの習得が適当でない」（「考慮すべき事項」）、むしろ若年時に短期間で集中的に習熟することが効率的な科目であるといえます。

これに対して、例えば社会経済状況に応じて毎年のように改正される租税法や、日進月歩の技術が実定法に反映される知的財産法、環境法などは、特定時期の条文暗記を強いる必要性が低いといえます。むしろ「必要に応じて関連法令、文献、判例等を検索して調べる」（「考慮すべき事項」という「実務家になってからの習得」がより重要な科目と考えることもできるでしょう。

(2) 法と経済学は科目としての範囲が明確で、体系化・標準化がなされている

① 法と経済学は「専門的な法律の分野に関する科目」

第57回司法試験委員会では「法と経済学の対象は、およそすべての法領域であり、科目としての範囲が不明確」であるため、「専門的な法律の分野に関する科目」とは言い難い」とのご指摘をいただきました。この点については、次のように考えることができます。

「専門的な法律の分野に関する科目」（司法試験法3条2項4号）とは、(a)「『専門的な法律』の分野に関する科目」と(b)「専門的な『法律の分野に関する科目』」と二通りの解釈ができます。ここで「専門的」とは、「特定の学問や事柄だけにかかわりのあるさま」『大辞林（第二版）』（三省堂）を意味します。「唯一」の学問や事柄のみを意味するのではないと思われます。

仮に(a)と解釈すれば、『専門的な法律』とは、例えば民法、又は刑法など、単一の実定法のみを指すのではないと考えられます。法と経済学に関しては、「法的ルールが個人や企業等の諸活動にどのような影響を与えるのか、紛争の発生を未然に防止し、紛争が発生した場合に適正・迅速かつ実効的な解決・救済を実現するためには、どのように立法し、又は判決すべきであるのか」を検討することが特に有益な法令の中での特定領域を意味すると考えられることから、法と経済学は「『専門的な法律』の分野に関する科目」に該当すると思われます。

また(b)と解釈したとしても、法と経済学は、上記の意味で『法律の分野に関する科目』であることは明らかです。その特定の分野に関わりがある研究領域という意味で「専門的な『法律の分野に関する科目』」に該当すると思われます。

すなわち「専門的な法律の分野に関する科目」を、(a)又は(b)のいずれと解釈しても、ともに法と経済学にも該当すると考えられます。

以上の指摘は、法と経済学が特定少数の実定法に対象を限定していると主張するものではありません。むしろ法と経済学には、原理的には広範な法律分野に通底する推論の方法論を鍛える科

目であるという特徴があります。法と経済学に通暁することは、法の意義を体系的に理解する基本的な方法論に習熟することを意味します。したがって、個別的・専門的な選択科目を課すことに加えて、一般的・体系的な法的思考の整序方法を問う選択科目である法と経済学を課すことによって、日本の法曹の将来の担い手をバランス感覚に富んだ法学研修へと誘うことになると思われます。

② 特定実定法に関する科目も分析・解釈に関する固有の原理や方法論の確立が必要

なお「科目としての範囲の明確性や体系化・標準化」（「検討基準」）の要件とは、分析や解釈の対象となる法領域の範囲が限定されることに加え、その分析や解釈に関する固有の原理・原則や標準的な方法論が体系的に確立されていることを意味すると解されます。

法と経済学における標準的で確立された方法論は、所有権法、契約法、不法行為法、刑法など多様な法分野に適用でき、その影響等を分析・解釈できるとしても、その分析対象は、法令として規定することが社会・経済活動に影響を与える領域として自ずと限定されています。この意味で法と経済学は、例えば知的財産法、労働法、租税法、倒産法などで、研究対象の法領域が特定少数の実定法として限定されているのと同様です。その対象が縦割りの特定の实定法領域でなく、様々な法の特定領域を横串的、横断的に対象とする点が異なるとはいえ、対象とする領域が明確であり、方法論が確立されているという事情は同じであると考えます。

③ 法と経済学に関する学会も設立、教科書も定評が確立

なお2003年2月、法と経済学会が設立されて以来、これまでに7回の学術講演会開催を通じて200題を超える研究発表が行われたほか、数十回に及ぶセミナー開催、学術誌の刊行など、約700名の構成員による活発な活動が継続的に拡大して、発展中です。また米国のみならず、日本でも、標準的なテキストについても定評が確立されています。いずれも概ね、所有権法、契約法、不法行為法、刑法についての経済分析を行う各章毎の構成を有するなど、標準的な体系が構築されています。これらも科目として確立され、標準化・体系化がなされていることの傍証と考えます。

(3) 法科大学院での講座開設状況等も現行選択科目に比較して見劣るものでもない

当学会の調査によれば、全国77校の法科大学院のうち30校（約4割）の法科大学院が、法と経済学に関する科目を開講（2009年度）しています。これは3割未満の20校しか開講していなかった2004年度と比較しても、急増しています。

くわえて「法科大学院での講座数など受験者の供給者の体制に係る要素のみに依拠することなく」（「検討基準」）判断するとは、現に司法試験の選択科目であるか否かという条件の相違を考慮すべきことを示したものと解されます。もし法と経済学が司法試験の選択科目に選定されれば、講座開設数はさらに増えるでしょう。現に選択科目である環境法や国際関係法（公法系）を開講している法科大学院が60校程度であることに比較して、法と経済学の講座開設状況が特に劣るものではないと考えられます。

参考資料

- （参考資料1）司法試験委員会会議（第56回）議事要旨（抄）
- （参考資料2）司法試験委員会会議（第57回）議事要旨（抄）
- （参考資料3）検討基準関係資料（抄）
- （参考資料4）規制改革会議 第20回法務・資格TF議事録（抄）
- （参考資料5）新司法試験の選択科目の見直しに当たって考慮すべき事項

参 考 資 料

〔参考資料1〕司法試験委員会会議（第56回）議事要旨（抄）

司法試験委員会会議（第56回）議事要旨

1 日 時 平成21年6月3日（水）15：15～17：15

（……）

6 議事等

（……）

(6) 選択科目の見直しについて（報告）

（……）

【小山幹事】幹事における選択科目見直しの検討状況について御報告させていただきます。

まず、検討に当たっての基準として考えられるものについて御説明させていただきます。

平成20年3月25日閣議決定「規制改革推進のための3か年計画（改定）」、平成16年8月2日司法試験委員会の法務大臣への答申「平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目（専門的な法律の分野に関する科目）の選定について」等に基づき、①実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ②法科大学院における科目開設状況③科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況④新司法試験の実施状況（各選択科目の受験者数、難易度のばらつき、出題内容についての独自性の程度等）⑤司法修習の状況⑥パブリックコメントの結果が検討基準と考えられます。

検討対象としている科目については、まず、現行の選択科目8科目（知的財産法、労働法、租税法、倒産法、経済法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）及び環境法）について検討しております。その他の科目としましては、消費者関係法、医療と法、金融関係法、社会保障法、法哲学、法理学、法社会学、法と経済学などについて検討しております。

本日は、（……）現行の8科目について、これまでに収集した資料の内容を、御説明いたします。

最初に「知的財産法」についてですが、先程の検討基準の実務的な重要性や社会におけるニーズの高さというところに関連する事項を挙げてみますと、平成19年の特許出願件数は39万6,291件となっております。また、知的財産高等裁判所が設置されているほか、地方裁判所には専門部、集中部が設けられており、全国での平成19年の知的財産権関係民事第1審通常訴訟の新受件数は496件となっております。企業への調査結果では、弁護士を利用したい業務として知的財産関係が挙げられております。また、法科大学院における科目開設状況でございますが、平成19年の法科大学院の講座開設数について、2単位以上の法科大学院が74校で、単位取得者は3,574人となっております。司法修習についても、知的財産が選択型実務修習プログラムで取り上げられるなどしております。

次に「労働法」についてですが、実務的な重要性やニーズにつきましては、労働審判法が施行されております。12の地方裁判所に専門部、集中部が置かれ、平成19年の労働審判事件新受件数は1,494件、全国の地裁での労働関係民事第1審通常訴訟新受件数は2,292件となっており、労働相談件数が99万7,237件、労働局長による助言、指導申出件数が6,652件と多数となっております。紛争調整委員会による平成19年の斡旋申請受件数は7,146件となっております。法科大学院における講座開設数ですが、2単位以上の法科大学院が73校、単位取得者数は4,650人となっております。また、東京地方裁判所において、選択型実務修習として労働事件に関するプログラムが行われております。

次に「租税法」についてですが、実務的な重要性やニーズにつきましては、国税不服審判所が設置され、平成19年の審査請求発生件数は2,755件となっております。裁判所には、専門部、集中部が設置されており、平成19年度には、国を被告とする訴訟提起件数が345件、異議申立件数は4,690件となっております。法科大学院における講座開設数ですが、2単位以上の法科大学院が68校であり、単位取得者数は1,708人となっております。司法試験の実施状況にも問題はないものと思われまます。東京地方裁判所では、選択型実務修習として、行政事件に関するプログラムが実施されており、その中で租税事件も扱われています。

次に「倒産法」についてですが、実務的な重要性やニーズにつきましては、21の裁判所に専門部、集中部が置かれており、平成19年の新受件数は、破産事件15万7,889件、再生事件654件、小規模個人再生事件2万4,586件、給与所得者等再生事件3,086件、会社更生事件19件です。企業への調査結果でも重視されているという調査結果があります。法科大学院における講座開設数は、2単位以上の法科大学院が69校あり、単位取得者数は、3,669人となっております。司法試験実施状況に問題はありません。さらに、東京地方裁判所におきましては、破産・再生事件に関するプログラムが選択型実務修習として実施されております。

次に「経済法」についてですが、実務的な重要性やニーズにつきまして、公正取引委員会での取扱件数ですが、警告を行った件数10件、課徴金納付命令件数165件、審判手続が開始されたもの19件、新たに提起された審決取消請求訴訟7件、差止請求事件2件、損害賠償請求事件1件となっております。また、公正取引委員会への相談件数も、独占禁止法に関する事業者の相談件数1,897件など多数となっております。検討基準②以降につきましては、法科大学院での講座開設数ですが、2単位以上の法科大学院が68校であり、単位取得者数は1,985人となっております。司法試験の実施状況についても特に問題は認められません。また、東京弁護士会で選択型実務修習として、独占禁止法に関するプログラムが行われております。

次に「国際関係法（公法系）」についてですが、まず、実務的な重要性やニーズにつきまして、現在の国際関係では多様な国際問題が発生していますので、国家相互間の権限の調整や、共通利益の実現等が、ますます重要となっております。我が国においても条約を締結したり、国際会議を開催するなどしております。また「司法制度改革審議会意見書」では、弁護士が公的機関や国際機関などに進出して、その健全な運営に貢献することを期待しております。法科大学院における講座開設状況ですが、2単位以上の法科大学院が63校、単位取得者数は1,837人となっております。また、法務省において、選択型実務修習として、修習生に対する法務行政プログラムの中で、国連アジア極東犯罪防止研修所の業務内容や国際会議の状況、条約と立法との関係等の説明を行うなどの講義を行っております。試験の実施状況についても、問題が生じているような状況ではございませんでした。

次に「国際関係法（私法系）」についてですが、実務的な重要性やニーズにつきましては、国際物品売買契約に関する国連条約が平成21年8月1日に発効し、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案が国会に提出されております。また貿易統計では、平成19年における輸出総額が83兆9,314億円、輸入総額が73兆1,359億円となっており、国際取引の多さが認められます。また、平成19年の家事涉外事件の新受件数が7,470件となっております。法科大学院における講座開設状況ですが、2単位以上の法科大学院が70校、単位取得者は2,269人となっております。司法試験の実施状況にも問題がないと思われまます。また、弁護士会で「涉外」と題する選択型実務修習プログラムを実施しております。

最後に「環境法」についてですが、実務的な重要性、ニーズにつきまして、平成18年度の公害苦情の件数ですが、騒音1万7,192件、振動3,615件、悪臭1万8,805件となっており、平成19年に公害等調整委員会が受理した公害紛争事件は5件、都道府県公害審査会が受理した公害紛争事件は38件となっております。また、平成19年の環境犯罪の検挙件数は7,435件、検察庁の受理人員は9,660件、平成19年の公害関係訴訟の第1審通常訴訟新受件数は62件となっております。法科大学院における講座開設数は、2単位以上の法科大学院が65校、単位取得者は2,131人となっております。なお、環境法の範囲としては、環境基本法の体系に属する法律を対象とし、これらに関する環境問題をめぐる訴訟及び法政策です。司法試験の実施状況に問題があるという意見はありませんでした。また、環境法については、東京弁護士会等で、選択型実務修習として公害・環境に関するプログラムを実施しております。

今御報告しましたのは、現時点での幹事における収集した情報に基づく内容ですので、当委員会での協議等を踏まえて、更に検討をしてみたいと考えております。

また、現行8科目以外の科目についても同様に検討しているところです。

「消費者法」と「法と経済学」については、選択科目に入れるべきであるとの意見書が出ています。

現在までの資料の収集と検討の状況については以上です。

(……)

(参考資料2) 司法試験委員会会議(第57回) 議事要旨(抄)

司法試験委員会会議(第57回) 議事要旨

1 日 時 平成21年8月5日(水) 15:30~17:30

(……)

6 議事等

(1) 選択科目の見直しについて(報告)

(……)

【小山幹事】幹事における選択科目見直しの検討状況について御報告させていただきます。

(……)

次に、これも学会から意見書が提出されたことで、検討対象としていた「法と経済学」についてですが、法と経済学の対象は、およそすべての法領域であり、科目としての範囲が不明確なのではないかという指摘が幹事の中でありました。また、確かに、経済学的なアプローチという点には独自性も認められますし、法と経済学における論理的思考それ自体は、有意義なものとは思われますが、選択科目は、「新司法試験の論文式筆記試験における専門的な法律の分野に関する科目」ということでありますので、そういう観点からすると、法と経済学を選択科目とすることには、慎重にならなければならないという意見がございました。以上のような観点から、法と経済学を選択科目にすることは躊躇されるというのが、幹事の一致した意見でございます。

(……)

【酒井委員】法と経済学は、米国等でいろいろな研究や議論がされているところですが、その中には、基本的なものから応用的なものまで、かなりいろいろなものがあるようです。応用的なものでは、ゲーム理論、計量経済学等、数学的手法が用いられて、例えば、テキストを見ても、数学的記述が多いようなものもあるようです。他方、基本的なものでは、憲法でも民法でも他の法律でも、立法事実論といったところに含まれるようなものもあるようです。また、法と経済学は、メソドロジー、つまり、考えるに当たっての方法論の要素があるように思います。

(……)

【木村委員】「法と経済学」も「消費者法」も重要な分野だと思いますが、試験の出題に向かうかという観点から見なければいけないと思っております、そうすると、どれだけ体系だっているかも大事だと思っております。

(……)

【松島委員】「法と経済学」というアプローチは非常に有意義なんでしょうけども、「法と経済学」は司法試験の出題に馴染まないし、実務法曹を目指す者の司法試験の科目として考えるとどうかというところはあるですね。「専門的な法律の分野に関する科目」の言葉をそのとおり読むと、ある特定の法律を対象とする分野を念頭においているようにも思えるので、全般的な分野に関して、特定の観点から出題する科目は、ちょっと違和感がありますね。

(……)

(参考資料3) 検討基準関係資料(抄)

【出典：意見募集中案件詳細(案件番号：300020006、意見募集中案件名：司法試験法施行規則第1条(新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目)の改正に関する意見募集の実施について(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=300020006&OBJCD=&GROUP=>))】

規制改革推進のための3か年計画(改定)(抄)

平成20年3月25日
閣議決定

15 競争政策・基準認証・法務・資格

(2) 基準認証・法務・資格分野

③ 法曹人口の拡大等

(……)

カ 今後の選択科目の見直しの際には、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者等の供給者側の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について柔軟に検討の上、その結果に基づき速やかに措置する。その際、現行の選択科目についても、以上の要素を改めて検証する。

【平成20年度以降逐次検討、措置】

(……)

(参考資料4) 規制改革会議・第20回 法務・資格TF 議事録(抄)

【出典：<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/minutes/wg/2008/1212/summary1212.pdf>】

法務・資格TF 議事録

日時：平成20年12月12日(金) 9:30～9:35

(……)

【規制改革会議】(……) 選択科目の見直しに関する答申案の案文では、「科目の追加・削除について必要なデータを適切に収集し」となっておりますが、その内容として、当会議からも、本日も配布しましたように、有益と考える調査事項を示しているところであります。お手元にも一覧があるかと存じます。この点について御省でどのような対応を検討されているのかについて、御教示いただけますでしょうか。

【法務省】御会議から提示されている調査事項につきましては、必要かつ適切な調査検討の内容に関する重要な御指摘として、その内容を参酌しながらデータを収集し、調査検討を行ってまいりたいと考えております。

(……)

(参考資料5) 新司法試験の選択科目の見直しに当たって考慮すべき事項

【出典：規制改革会議・第20回 法務・資格TF(平成20年12月12日) 配付資料

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/minutes/wg/2008/1212/agenda.html>】

新司法試験の選択科目の見直しに当たって考慮すべき事項

1. 現行選択科目に関する法科大学院における講座開設状況、受講者・単位認定者数、講座担当教員の常勤・非常勤の区分
2. 司法試験における選択科目ごとの合格率(選択科目ごとのばらつきのありうる採点結果をどのように合否判定に利用するのか等を含む)
3. 選択科目ごとに、科目としての範囲の明確性、体系化・標準化がなされているかどうかの判定、その根拠
4. 選択科目の過去の主題問題ごとの、確立した体系ないし標準との対応関係、教科書等との対応関係
5. 選択科目ごとに、実務的な重要性、社会的な有用性・汎用性等に関する判定、社会における法サービス需要との関係、それらの根拠
 - (1) 各科目に関する裁判事件、法的紛争、法律相談等の全国、地域における件数、そのシェア等、各選択科目分野を手がける弁護士、裁判官の人数、地域分布等
 - (2) 基本的科目に加えて独自に試験科目とすることの必要性(実務家になってからの習得では適当ではない理由の有無、必要に応じて関連法令、文献、判例等を検索して調べる等によっては対応できない理由の有無等)
 - (3) 国家資格に係る試験において、選択科目として配置してその習得を奨励することの社会的、国家的な意味での必要性、有用性、汎用性
6. 以上を踏まえた追加・削除基準以外の、公的に決定された選択科目に関する基準の存否(選択科目の絶対数の多寡に関する基準の有無を含む)